

## 平成20年度税制改正の概要

平成19年度を目途とした抜本的税制改革が事実上先送りされる中、福田政権の下で平成20年度税制改正が行われることとなった。安倍政権では、減価償却制度の見直しや中小同族会社の留保金課税の廃止など経済活性化の観点からの改正が中心となっていたが、福田政権では、懸案となっていた証券税制、道路特定財源（揮発油税等の暫定税率）問題、地域間の財政力格差への対応のほか、研究開発・設備投資減税の見直し、省エネ改修促進税制の創設など経済活性化や環境への対応など様々な改正事項が盛り込まれている。この政府20年度税制改正案には、抜本的な税制改革に向けてどのような位置付けとなるのか注目が集まるところであるが、本稿では、今後の国会議論に資するため、政府案と民主党が昨年12月に示した「税制改革大綱」のそれぞれの概要を紹介する。

### 【平成20年度税制改正における増減収見込額】

20年度改正における増減収見込額は、初年度ベースで40億円の減収であるが、平年度ベースでは上場株式等の配当等の軽減税率の廃止、土地売買に係る登録免許税の軽減措置の見直し等の影響により3,600億円の増収を見込んでいる。平年度ベースで増収となるのは定率減税を縮減した平成17年度以来（+12,290億円）3年ぶりとなるが、配当は特例措置終了後の平成23年の制度を見込んでいることから、当面、見直しの影響は限定的と思われる。

（単位：億円）

平成20年度税制改正事項	平年度	初年度
○ 上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の廃止	+ 3,090	—
○ 法人関係税制・中小企業関係税制	▲ 110	▲ 20
・ 研究開発税制の拡充	(▲ 430)	(▲ 330)
・ 情報基盤強化税制の見直し	(+ 230)	(+ 230)
・ 教育訓練費に係る特別税額控除制度の見直し	(+ 110)	(+ 100)
・ 農商工連携促進税制の創設	(▲ 20)	(▲ 20)
○ 土地・住宅税制	+ 750	0
・ 土地売買による登録免許税の軽減措置の見直し	(+ 770)	( — )
・ 住宅の省エネ改修促進税制の創設	(▲ 20)	( 0 )
○ その他	▲ 130	▲ 20
・ 特増法人等の寄附金の損金算入限度額の引上げ	(▲ 10)	(▲ 10)
・ 社会医療法人に係る税制措置の創設	(▲ 60)	( 0 )
・ トン数標準税制の創設	(▲ 70)	( 0 )
・ その他租税特別措置の廃止・延長等	(+ 10)	(▲ 10)
一般会計分	+ 3,600	▲ 40

※ 平成20年度税制改正の要綱（平成20年1月11日 閣議決定）を基に作成

## 1 金融・証券税制

- 上場株式等の譲渡所得等及び配当等に係る税率の特例の見直し
  - ・ 平成21年から22年の2年間、上場株式等の譲渡益（500万円以下）、配当（100万円以下）に係る軽減税率（20%→10%）の適用
  - ・ 平成21年から上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算制度の導入

### 【現行】

上場株式等の譲渡所得等及び配当等の軽減税率の特例は、「貯蓄から投資へ」との政府方針の下、原則20%の税率を1/2に軽減（それぞれ所得税15%→7%、個人住民税5%→3%）するもので、平成15年度税制改正において5年間の時限措置として導入された。この軽減税率の特例については、申告人数1%未満の高額所得者（合計所得金額2億円超）が株式売却益の約半分を享受していることなど「金持ち優遇」と批判する声や、個人の金融資産に占める株式保有割合は諸外国と比べ低水準として特例は必要とする意見があり賛否が分かれている。19年度改正においては適用期限がそれぞれ1年延長されることとなったが、与党税制改正大綱（平成18年12月）では、延長に際して、(a)適用期限の延長後の廃止、(b)平成21年（度）の金融商品間の損益通算制度の導入等が示されたことから、証券税制が平成20年度税制改正の大きな課題として残された。

### （現行制度）

	譲渡益課税		配当課税	
上場株式等 <sup>※1</sup> （原則）	申告分離課税	20% （国15%、地方5%）	総合課税 <sup>※2</sup>	国5～40%累進税率 地方一律10%
	申告不要 （特定口座）	源泉徴収税率20% （国15%、地方5%）	申告不要	源泉徴収税率20% （国15%、地方5%）
軽減税率の 特例	申告分離課税	10% （国7%、地方3%）	申告不要 のみ	源泉徴収税率10% （国7%、地方3%）
	申告不要 （特定口座）	源泉徴収税率10% （国7%、地方3%）		

※1 配当の場合は大口（株式保有割合が発行済株式総数等の5%以上である者）を除く

※2 20%源泉徴収の上、申告時に配当税額控除

## 【政府案】

平成20年度税制改正に向けて、金融庁は軽減税率の特例について、譲渡益は当分の間延長し、配当は恒久化すべきとの改正要望を提出するなど、政府・与党の間で検討されたが、最終的に政府案は特例を廃止した上で、新たに次の措置を講ずることとした。

- ① 平成21、22年の時限措置として、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当に係る軽減税率の適用
- ② 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設（平成21年～）
- ③ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算の特例の創設（平成21年～）

政府案では、上限額は設けられたものの、譲渡益及び配当に係る10%軽減税率の特例は実質的に2年間延長される。これら限度額を超過した部分の取扱いについては、譲渡益は確定申告による20%課税、配当は新たに設けられる「申告分離選択課税」により、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択し課税されることとなるが、現行と比べ制度が複雑になったことは否めない。

また、現行では、株式等の譲渡所得以外の所得（預貯金等の利子、株式配当）との損益通算は認められていないが、政府案では、「上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算の特例」を創設し、当該年分又は3年以内に生じた上場株式等の譲渡損失を上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限る）から控除することが可能となる。

### （改正後の上場株式等の譲渡所得及び配当所得の税率）

		～H20. 12. 31	H21. 1. 1～22. 12. 31	H23. 1. 1～
譲渡所得	500万円超	10% (国7%、地方3%)	20% (確定申告)	20% (国15%、地方5%)
	500万円以下の部分		10%	
配当所得	100万円超		20% (申告分離選択)	
	100万円以下の部分		10%	
上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算制度		—	H21…確定申告のみ H22～ 特定口座利用可	確定申告、又は 特定口座の利用

## 【民主党 税制改革大綱】

民主党大綱では、格差是正に向けた取組を20年度税制改正の最重要課題と位置付け、その一環として、上場株式等の譲渡所得の軽減税率の特例を廃止としている。また、配当に関しては、二重課税の調整や安定的な個人株主育成のため、特例を維持することとした。

## 2 法人関係税制・中小企業関係税制

- 研究開発税制の拡充
  - ・ 現行（総額型＋増加型）を総額型＋増加型又は高水準型の選択制へ
- 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度の見直し
  - ・ 教育訓練費の増減にかかわらず総額から税額控除する仕組みへ改組
  - ・ 対象を中小企業へ限定（大企業は平成20年3月31日をもって廃止）
- エンジェル税制の拡充
  - ・ 設立以来赤字の中小会社への出資に対する寄附金控除（～1,000万円）

### 【研究開発税制】

現行の研究開発税制は、試験研究費の総額の8～10%を税額控除する「総額型」を基本に、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を上回る部分の5%の税額控除を加える特例が2年間の時限措置として講じられている（当期法人税額の20%限度、控除限度超過額の1年繰越）。これにより税額控除率は、試験研究費の総額部分に8～10%、比較試験研究費を上回る部分に5%加算した13%～15%の控除が可能となる。

政府案では、「総額型」とは別枠で、2年間の時限措置として従来の「増加型」に加え、売上高に占める研究開発比率の高い企業（売上高の10%を超える試験研究を行う場合）が対象となる「高水準型」の税額控除（いずれも当期法人税額の10%限度）を選択適用できる制度を創設する。これにより、現行では最大20%の税額控除限度額が最大30%に拡充される。

	現行	改正案	
	「総額型＋増加型」	「総額型＋増加型・高水準型を選択適用」	
恒久措置	総額型 (総額×8～10%)	総額型 (総額×8～10%)	
時限措置	増加型 (増加額×5%)	増加型 (増加額×5%)	高水準型 (試験研究費－売上高×10%)×税額控除割合
税額控除上限	法人税額20%	法人税額30%（総額型20%と別枠で10%）	
平年度減収見込み	▲6,060億円	▲430億円 <sup>※</sup>	

※ 平成20年度税制改正に伴う減収見込みであって、研究開発税制の減税総額ではない

### 【教育訓練費の増加額に係る税額控除制度】

現行のいわゆる「人材投資促進税制」は、当期の教育訓練費（研修参加費、社外講師謝金など）が前2期平均の額を超える場合、その増加額の25%相当額を税額控除するもので、中小企業者には、教育訓練費の総額に対して教育訓練費増加率に応じた控除率（増加率の1/2、最高20%を限度）による税額控除の選択適用が認められている。

政府案では、適用対象から大企業を除いた上で、人材投資を継続的に増加させることが難しい中小企業について、教育訓練費の増減にかかわらず、労働費用に占める教育訓練費が一定水準（中小企業の平均水準0.15%）の場合に、総額の8～12%の税額控除を認める制度に重点化する。

	現行	改正案
大企業	前2事業年度の教育訓練費の増加額 ×25% (法人税額の10%上限)	廃止（平成20年3月31日）
中小企業	各年度の教育訓練費の総額 × 教育訓練費増加率※ ( 40%以上 20% 40%未満 増加率×1/2 (法人税額の10%上限)	労働費用に対する教育訓練費の割合に応じ、 教育訓練費の総額×8～12% (法人税額の20%上限)

※ 教育訓練費増加率 = (当期の教育訓練費 - 前2期平均額) / 前2期平均額

### 【エンジェル税制】

現行のエンジェル税制には、①投資時点の措置（投資額を他の株式譲渡益から控除）、②売却時点での措置（譲渡損失の3年繰越控除及び譲渡益に対する1/2課税の特例）が設けられている。政府案では、譲渡益の1/2課税の特例を廃止し、新たに特定中小会社に出資した金額について、年間1,000万円を限度とした寄附金控除を認める。これにより、投資段階において他の株式譲渡益がない場合であっても、総所得金額等から投資額を控除できるようになる。

	現行	改正案
投資時点	・投資額を他の株式譲渡益から控除	・同左 ・次の中小企業者に対する出資の寄附金控除の適用（～1,000万円） －設立1年目の中小企業新事業活動促進法の中小企業者 －設立2,3年目の中小企業者で、設立以来営業キャッシュフローが赤字の会社
売却時点	・譲渡損失の3年繰越控除 ・譲渡益に対する1/2課税	・同左 ・廃止

### 3 公益法人関係税制

- 公益社団・財団法人に対し収益事業課税（所得金額が800万円以下の部分に22%軽減税率適用、800万円超の部分に30%）
- 収益事業の範囲から公益目的事業に係る所得を除外（非課税化）
- 公益目的事業の実施のために収益事業から支出した金額の全額損金算入
- 公益社団・財団法人を特定公益増進法人として位置付け（寄附金優遇）

#### 【現行】

公益法人改革の一環として、現在主務官庁の許可を受けて設立される旧民法第34条法人について、法人の設立と公益性の判断を分離し、公益性の有無にかかわらず登記のみで設立できる一般社団法人・一般財団法人、そして、第三者機関の意見に基づき公益性が認定される公益社団法人・公益財団法人が平成20年12月1日から導入されるが、これに伴い、税制の対応についても政府税制調査会を中心に検討された。現行の公益法人課税は、①収益事業課税（全所得課税ではなく、33の収益事業所得への課税）、②22%軽減税率（普通法人30%）、③みなし寄附金等が認められているが、新たな公益法人税制については、公益性の有無に応じた課税や寄附金税制の在り方が検討されるとともに、収益事業課税の対象範囲の拡大等、営利法人との税率の格差縮小、みなし寄附金の損金算入枠の水準等が課題とされた。

#### 【政府案】

政府案では、第三者機関の意見に基づき認定される公益社団・財団法人について、公益目的事業を非課税、収益事業による所得を公益目的事業に支出した場合をみなし寄附金として全額損金算入（所得金額の50%限度）を認める。一方、一般社団・財団のうち、非営利性の徹底された法人や共益事業目的の法人には、NPO法人と同様に収益事業課税とし、みなし寄附金は認めない。

	現行公益法人	公益社団法人 ・公益財団法人	非営利型の一般社団 法人・一般財団法人	一般社団法人 ・一般財団法人
課税所得の範囲	収益事業課税	公益目的事業非課税 その他収益事業課税	収益事業課税	普通法人課税
適用税率	22%	800万円以下…22% 800万円超 …30%	800万円以下…22% 800万円超 …30%	800万円以下…22% 800万円超 …30%
みなし寄附金 (限度額)	○ (所得金額20%)	○(所得金額50% 又は支出額全額)	×	×
寄附金税制の 取扱い	特定公益増進法 人(一定の要件)	特定公益増進法人	—	—

(出所) 財務省資料を基に作成

#### 4 自動車関係諸税

○ 揮発油税・地方道路税・自動車重量税の暫定税率の10年延長					
		(本則税率)		(暫定税率)	
・	揮発油税	24,300円/kl	→	48,600円/kl	(~H30.3.31)
・	地方道路税	4,400円/kl	→	5,200円/kl	(~H30.3.31)
・	自動車重量税	2,500円/年	→	6,300円/年	(~H30.4.30)

#### 【現状】

道路特定財源となっている揮発油税、地方道路税、自動車重量税等に対しては、道路整備五カ年計画の財源確保のため、昭和49年以降、租税特別措置法により本則税率を上回る暫定税率が適用されており、また地方税においても同様に、自動車取得税(49年)や軽油引取税(51年)にも設けられている。平成20年度の道路特定財源は、国・地方合わせて5.4兆円、そのうち暫定税率分は2.6兆円と税収全体の約50%を占めている。

#### (道路特定財源の内訳)

税目				20年度 (単位: 億円)		
		本則税率	暫定税率	本則相当	暫定相当	
国	揮発油税	24,300円/kl	48,600円/kl (2倍)	27,685	13,843	13,843
	石油ガス税	17.5円/kg	—	140	140	—
	自動車重量税 <sup>※1</sup>	2,500円	6,300円 (2.5倍)	5,541	2,444	3,097
	計	—	—	33,366	16,427	16,940
地方	地方道路譲与税 <sup>※2</sup>	4,400円/kl	5,200円/kl (1.2倍)	2,998	2,537	461
	石油ガス譲与税	—	—	140	140	—
	自動車重量譲与税	—	—	3,601	1,588	2,013
	自動車取得税 <sup>※1</sup>	取得価格×3%	取得価格×5% (1.7倍)	4,024	2,715	1,309
	軽油引取税	15,000円/kl	32,100円/kl (2.1倍)	9,914	4,633	5,281
計				20,677	11,613	9,064
道路特定財源税収合計				54,053	28,040	26,004

※1 自動車重量税及び自動車取得税は自家用自動車の税率である。なお、自動車重量税は、0.5t・1年につき適用される税率である

※2 国税である地方道路税は、地方に全額譲与されるため、地方分に計上している  
(出所) 財務省資料を基に作成

巨額の財政赤字を抱える我が国の財政構造改革を実現するため、小泉元総理は、「あらゆる歳出についての聖域なき見直し」を行うとの方針を掲げ、道路歳出を含む公共事業全体の抑制とともに、用途を特定する道路特定財源の在り方を検討するとした。平成14年度には、公共投資削減等により生じた道路特定

財源の余剰分（自動車重量税約2,247億円）を一般財源として活用したものの、その後も発生する余剰金は、本四公団の債務処理（15～18年度 約1.5兆円）や使途拡大に充てられるなど、道路特定財源そのものの在り方が問題とされた。

**(道路整備費以外で計上された道路特定財源)**

単位：億円

	一般財源	使途拡大等	本四債務処理
平成15年度	—	50	2,245
平成16年度	—	528	3,049
平成17年度	—	943	4,829
平成18年度	472	1,569	4,522
平成19年度	1,806	2,878(1,480) <sup>※</sup>	—

※ ( ) は、平成18年度補正予算により措置したことに伴う調整分  
(出所) 国土交通省資料等を基に作成

**【政府の道路特定財源の見直し方針と政府案】**

政府は、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（18年12月8日 閣議決定）の中で、①真に必要な道路整備を計画的に進める、②19年中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する、③20年度以降も暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する、④税収の全額を、毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改め、20年の通常国会で所要の法改正を行う、⑤毎年度の予算において道路歳出を上回る税収を一般財源化するとした。これを基に、政府・与党は、「道路特定財源の見直しについて」（19年12月7日）を取りまとめ、⑥10年間の道路中期計画を策定、当該事業量は国・地方で59兆円を上回らない道路を整備、⑦20年度以降、10年間、現行の税率水準を維持、⑧抜本的税制改革とあわせた自動車関係諸税（暫定税率も含め）の総合的な検討、を行うことが決定された。

政府案では、揮発油税、地方道路税、自動車重量税の暫定税率の適用期限を10年延長するとともに、20年度において1,927億円の一般財源化が図られる。

**【民主党 税制改革大綱】**

民主党では、①暫定税率の廃止（地方財源確保）、②特定財源の一般財源化、③燃料課税の「地球温暖化対策税」として一本化、④自動車重量税と自動車税の一本化、⑤自動車取得税の廃止を掲げている。暫定税率の廃止により、ガソリン1ℓ当たり25円の減税となる一方、地方の道路財源9,000億円分が不足するが、民主党では従来どおり、地方の事業水準を確保・維持するとしている。

## 5 地域間の財政力格差の縮小

- 消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として次の措置を講ずる
- ・ 地方法人特別税の創設（法人事業税の一部を分離し国税として徴収）
  - ・ 地方法人特別譲与税の創設（税込額を人口等基準により地方へ譲与）

### 【現状】

地方分権の推進が政府の重要な政策課題となる中、小泉内閣において、三位一体改革が行われたが、大幅な地方交付税の削減等のため、財政が逼迫するとともに、財政力の格差是正機能が低下し地域間格差が拡大したとの批判が全国の自治体から起こった。また、近年の企業収益の増加に伴い、法人事業税及び地方住民税（地方法人二税）の税収が伸びる中、都市と地方の一人当たりの税収額の偏在度が最大6.1倍と大きく乖離しているなど、地域間格差の是正が政府の大きな問題となった。検討に当たっては、偏在度の低い消費税と地方法人二税との交換方式をすべきとする地方と、法人二税の税収を地方間で調整すべきとする財務省等で意見が大きく割れた。

### （地方税収の偏在度）

	1位	2位	3位	その他
地方法人二税	東京（25.6%）	愛知（9.0%）	大阪（8.3%）	（57.1%）
地方消費税	東京（13.6%）	大阪（7.4%）	愛知（6.0%）	（73.0%）
地方税計	東京（17.6%）	大阪（7.4%）	愛知（7.2%）	（68.2%）
人口	東京（9.7%）	大阪（6.8%）	愛知（5.6%）	（77.9%）

※ 値は、平成18年度決算見込額の全国計におけるシェア

（出所）政府税制調査会資料を基に作成

### 【政府案】

政府案では、消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、新たに国税として地方法人特別税を課した上で、人口など一定の基準により税込額を都道府県へ譲与する。総務省は、東京を含む7都府県で4,033億円の減収見込みになるとの試算を示した（東京▲3,268、愛知▲433、大阪▲222、静岡▲51、栃木▲29、三重▲20、滋賀▲10）。

## 6 土地・住宅税制

### ○ 土地の売買等に係る登録免許税の特例の3年延長

- ・ 所有権の移転登記等の軽減税率について次のとおり段階的に引き上げる

登記の種類	本則	現行特例 (~20.3.31)	改正案			
			(~21.3.31)	(~22.3.31)	(~23.3.31)	
所有権の保存	0.4%	—	—	—	—	
所有権の 移 転	売 土地	2.0%	1.0%	1.0%	1.3%	1.5%
	買 建物	2.0%	—	—	—	—
所有権の信託	土地	0.4%	0.2%	0.2%	0.25%	0.3%
	建物	0.4%	—	—	—	—

(出所) 財務省資料を基に作成

### ○ 住宅の省エネ改修促進税制の創設

- ・ 住宅ローンを使って行う省エネ改修工事を含む増改築費用について、次のとおり税額控除を認める(最高控除額 5年間で60万円)

	ローン残高	控除率	控除額(5年間)					最高控除額
			1	2	3	4	5	
増改築工事費用	~1,000万円	1.0%	8万円	8万円	8万円	8万円	8万円	60万円
特定省エネ費用	~ 200万円	2.0%	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	

(出所) 財務省資料を基に作成

### ○ 新築の長期耐用住宅(200年住宅)に係る登録免許税の軽減制度の創設

- ・ 所有権の保存登記 0.1%(本則0.4%)、移転登記 0.1%(本則2%)

## 7 その他改正事項

### 【トン数標準税制の創設】

#### ○ 外航海運事業者の日本船籍による収入金額の課税の特例の創設

- ・ 運航トン数に応じた利益の金額による課税

### 【事業承継税制—平成21年度税制改正—】

#### ○ 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

- ・ 現行の課税価格10%の減額措置を80%の納税猶予による措置へ
- ・ 平成21年度税制改正で措置した上で、平成20年10月1日に遡及適用

## 7 民主党 税制改革大綱

- 各税目についての税制改革のビジョンを明示
- 格差是正、地域活性化、特定財源の見直しなど20年度改正の対応を明示
- 「租特透明化法案」を常会に提出、抜本的な租特見直しへの取組

### 【民主党 税制改革大綱の概要と近年の政府の税制対応】

民主党税制改革大綱 (H19. 12. 26)	近年の政府の税制対応
<b>所得税関係</b>	
○給付付き税額控除制度の導入 ○特定支出控除の見直し、給与所得控除の適用所得の上限創設 (20)配偶者(特別)控除、(一般)扶養控除を廃止し、「子ども手当」へ転換 (20)公的年金等控除、老年者控除の復活 (20)寄附金の税額控除・所得控除の選択制 (20)上場株式の譲渡益の軽減税率の廃止 (20)上場株式の配当の軽減税率の維持	(15)配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止 (16)公的年金等控除の縮小 (16)老年者控除の廃止等 (17、18)定率減税の縮減、廃止 (18)国から地方への税源移譲(3兆円) (与)所得再分配機能の総合的検討 (19)寄附金の控除限度額の引上げ (20)一定額以下の上場株式等の株式譲渡益、配当の軽減税率の2年間適用 (20)譲渡損と配当の損益通算制度の創設
<b>法人税関係</b>	
(20)法人税率(30%)の維持 (20)法人事業税の一部国税化に反対 (20)認定NPOの認定要件の緩和 (20)みなし寄附金の損金算入限度額引上げ	(19)減価償却制度の抜本的見直し (20)地方法人特別税の創設 (15、20)研究開発、設備投資減税等の拡充 (20)認定NPOの認定要件の緩和等
<b>中小企業関係税制</b>	
(20)中小軽減税率(22%)を当分の間半減 (20)オーナー課税の廃止 (20)欠損金の繰戻還付制度の凍結解除 (20)非上場株式の納税猶予適用(80%減)	(18、19)オーナー課税の創設、見直し (19)中小同族会社の留保金課税の廃止 (20)人材投資減税の見直し (与)非上場株式の納税猶予適用(80%減)
<b>消費課税関係</b>	
○消費税の社会福祉目的税化 ○インボイス制度の早急な導入 ○基礎的消費の消費税額還付制度の導入 (20)消費税率(5%)維持、年金財源化 ○間接税の消費税への一本化 ○自動車重量税、自動車税の一本化等 (20)特定財源の一般財源化(地方分含む) (20)暫定税率の廃止(地方分含む) (20)地球温暖化対策税の導入等	(与)消費税を含む税制改革の早期実現 (与)社会保障の主要な財源として消費税を検討  (15)暫定税率の5年延長 (20)暫定税率の10年延長
<b>租税特別措置</b>	
(20)租特透明化法案を次期常会に提出	租税特別措置の整理・合理化

※ 「○」…民主党大綱の税制改革のビジョン。民主党(20)…20年度改正への対応  
政府(20)…20年度改正案、その他()…改正年度、(与)…平成20年度与党大綱

## 【租税特別措置への民主党の主な対応】

民主党は、すべての租税特別措置について、「租特透明化法」に基づき、適用状況を明らかにし、厳密な政策評価を行った上で、必要なものについては法律の本則に盛り込み、効果の乏しいものや不要なものは廃止するとし、租税特別措置の抜本改革に臨む姿勢を示した。その上で、適用期限を迎える租特を中心に党としての対応も示されている。以下、民主党税制改革大綱を踏まえ、今後の主な対応（国税のみ）を分類してみた（次の表は表題を含め民主党が区分したものではない）。

### ○ 適用期限が到来する主な租税特別措置（国税）

（未定稿）

適用期限が到来する主な租税特別措置	適用期限	増減収見込額（19年度）	対応の主な内容
民間国外債等の利子の課税の特例	20.3.31		拡充の上、恒久化
特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税	20.3.31	▲1,250	拡充の上、恒久化
外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例	20.3.31		拡充の上、恒久化
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	平成20年分	▲210	延長
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	20.3.31	▲6,060	高水準型の導入等
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	20.3.31	▲300	見直しの上、延長
中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除	20.3.31	▲2,300	拡充の上、延長
情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除	20.3.31	▲1,070	拡充の上、延長
教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除	20.3.31	▲160	大企業分を廃止
特定電気通信設備等の特別償却	20.3.31	▲40	見直しの上、延長
海外投資等損失準備金	20.3.31	▲10	延長
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	20.3.31	▲20	延長
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	20.3.31	▲460	延長
特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	19.12.31	▲1,050	延長
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例			
土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減	20.3.31	▲1,660	延長
農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減	20.3.31		延長
漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減	20.3.31		延長
特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減	20.3.31		拡充の上、延長
ビールに係る酒税の税率の特例	20.3.31	▲10	延長
引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税	20.3.31	▲570	延長（農林漁業用）
特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	20.3.31	▲40	延長（農林漁業用）

(続き)

適用期限が到来する主な租税特別措置	適用期限	増減収見込額(19年度)	対応の主な内容
上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	20. 12. 31		延長せず
欠損金の繰戻しによる還付の不適用	20. 3. 31		適用停止を中止
退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	20. 3. 31	▲1, 730	特別法人税の廃止
揮発油税及び地方道路税の税率の特例	20. 3. 31	+14, 690	暫定税率の廃止
自動車重量税率の特例	20. 4. 30	+6, 000	暫定税率の廃止

※ 増減収見込額(19年度)の単位は億円

※ 民主党税制改革大綱(平19. 12. 26)及び参議院財政金融委員会要求資料(平19. 12. 財務省)等を基に作成

○ 上記以外のもの

(未定稿)

事項	対応の主な内容
エンジェル税制の拡充	未上場の一定企業に対する出資(投資)額を所得控除の対象とする制度の創設
バイオ燃料に係る軽減措置の創設	バイオエタノール混合ガソリン及びバイオディーゼル燃料混合軽油に係る軽減措置の創設(揮発油税・地方道路税等)
外航海運におけるみなし利益課税(トン数標準税制)の創設	外航海運市場において世界標準とも言うべきトン数標準税制の導入
住宅の長寿命化(「200年住宅」)促進税制の創設	一定の基準に適合する認定住宅に係る登録免許税等の軽減措置の創設
住宅に係る省エネ改修促進税制の創設	既存住宅において一定の省エネ改修(太陽光パネルの設置等)を行った場合の特例措置の創設
郵便貯金銀行及び郵便保険株式会社の業務委託に係る特例措置の創設	郵便貯金銀行及び郵便保険株式会社が郵便局株式会社に対して行う業務委託の手数料にかかる消費税の非課税措置の創設
貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直し	貸倒れに関する企業会計と税務上の取扱いの差をできる限り縮小
所得控除手続きの大幅な改善	個人の寄附控除について、年末調整による所得控除を認めるなど手続きの大幅な改善
医療機関の設備投資にかかわる消費税の税額控除	一定額以上の設備投資にかかわる消費税相当分の税額控除の創設
中小企業に係る軽減税率の軽減	現行22%の軽減税率を11%に引下げ
法人税基本通達の改正	未回収商品券の法人税基本通達による益金計上時期と算入額の見直し
漁業協同組合の合併に係る特例措置の創設	漁業協同組合の合併に係る企業組織再編税制の特例措置の創設
島嶼部の経済活動に係る揮発油税の減免	当該地域内で購入する揮発油に係る揮発油税の軽減

※ 民主党税制改革大綱(平19. 12. 26)を基に作成